

## 第3章 将来都市像

### 3-1 都市づくりの基本理念

#### (1)本計画の将来都市像

本計画は、土地利用の誘導、都市施設の整備等を通じて、本市の最上位計画である松阪市総合計画が目標とする将来都市像の実現に向けた都市計画施策を展開していくものとする。

総合計画 10年後の将来像

『ここに住んで良かった・・・みんな大好き松阪市』

#### (2)都市づくりのテーマ

都市づくりのテーマを以下のように設定する。

#### 自然・歴史・文化と交流のまち 快適環境都市「まつさか」の継承と深化

豊富な自然資源や歴史文化資源の保全・活用を図りながら、人・経済・文化の交流や観光ネットワークづくり、福祉のまちづくりなどを推進し、誰もが安全・安心、快適に暮らせる土地利用、都市基盤の整備を進めていくものとする。

### 3-2 都市づくりの基本的な方向

都市づくりの基本的な方向は以下のとおりとする。

#### ■若者や子育て世代に優しい都市づくり

松阪市の将来を担う子どもたちが健やかに成長し、安心して学び・暮らすことができるまちをめざすとともに、関係機関や地域・家庭と緊密に連携し、子どもの育ちを支える福祉・医療体制の充実を図る。また保育・教育の質をさらに高め、若者・子育て世代が「このまちで子どもを育てたい」「このまちで働き・暮らしたい」と実感できる環境づくりをめざす。

#### ■いつまでも安心して暮らすことのできる都市づくり

高齢になっても「住み慣れた地域」で生きがいを持ちながら暮らし続けられるまちをめざし、高齢期を安全安心・活き活きと過ごせるように、地域包括ケア、医療・介護の連携、地域福祉の拠点整備等を通じて、生涯を通じた安心の暮らしを支える体制を強化する。

さらに、中心市街地や各地区の生活拠点周辺では、“誰もが歩いて暮らせるまち”を推進

し、公共交通・歩行空間・地域商業・交流拠点を適切に配置・改善することで、地域の拠点を核としたコンパクトなまちづくりを推進する。

### ■ 商工業や観光が元気な都市づくり

まちの賑わいを創出するため、駅など交通の要衝としての利点を最大限活用し、観光の振興による交流人口の増加や観光・商業機能の集積・充実を促すとともに、景気の変動を受けにくい、強じんて多様な産業構造を構築し、地域雇用の創出や居住の誘導をめざす。

さらに、地域の魅力発信や都市と地域の双方向のつながりを強化する取組を進め、地域への関心や愛着をもつ人々との継続的な関係を育むことで、関係人口の増加を図り、地域の活力と持続的な発展につなげる。

### ■ 市民協働・公民連携による持続可能な都市づくり

住民自治協議会をはじめ、多様な市民活動団体や民間事業者等と行政が協働・連携して、住みよい活力あるまちづくりをめざすとともに、公民館や図書館等を活用し、市民のライフステージやニーズに応じた教養、生活文化、文化芸術活動の向上、健康増進を促進する。

また、公共施設においては、類似施設の整理統合、既存施設の有効活用、地域への譲渡など、保有総量の適正化等を推進する。

気候変動や生態系への影響が懸念される地球温暖化を防止するため、脱炭素社会の実現に向け、環境負荷低減への取組とともに、水・緑に囲まれた良好な生活空間を形成するため、安らぎや潤いを与える場やゆとりあるオープンスペース等を確保する。

### ■ 誰もが便利に移動できる都市づくり

公共交通の乗継改善や利用促進のPRを行うことで利用者の増加をめざし、利便性の向上を図ることで、公共交通の維持に努める。

また、道路や公園などの生活基盤施設の確保とともに、徒歩や自転車、公共交通等が快適・便利な都市の形成に努める。

さらに、都市核等の鉄道駅周辺では、歩きたくなるウォークブルな空間の創出等に努める。

### ■ 市民や来訪者等を守る安全な都市づくり

市民や来訪者等を守る災害に強い安全なまちづくりをめざすため、持続的な防災啓発と地域の防災体制の強化を行い、「自助」と「共助」の意識向上と計画的な防災対策を推進する。

### 3-3 将来都市構造

拠点、軸、ゾーンからなる将来都市構造を以下のように設定する。

#### 将来都市構造(松阪市全域)

区分		位置づけ等	
拠点	都市核	・松阪駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧市街地で行政機能や商業機能が集積する松阪駅周辺を都市核(旧市街地型)として位置づける。</li> <li>・歴史的な市街地を考慮し、人口密度を維持する。</li> <li>・「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画に基づき、各種施策を展開する。</li> </ul>
		・伊勢中川駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業が完了している伊勢中川駅周辺を都市核(新市街地型)として位置づける。</li> <li>・新市街地等の人口密度を維持する。</li> <li>・地域住民の意向等を把握しつつ各種施策を展開する。</li> </ul>
	地域核	・橿田駅周辺 ・射和周辺 ・三雲地域振興局周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橿田駅周辺、射和周辺、三雲地域振興局周辺を地域核として位置づける。</li> <li>・各拠点の市街地状況を踏まえた人口密度を維持する。</li> <li>・地域住民の意向等を把握しつつ各種施策を展開する。</li> </ul>
		生活拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小片野周辺</li> <li>・飯南地域振興局周辺等</li> <li>・飯高地域振興局周辺等</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小片野の国道 166 号沿道、飯南地域振興局及び産業文化センター周辺、飯高地域振興局及び道の駅「飯高駅」周辺を生活拠点として位置づける。</li> <li>・生活拠点では、各種生活サービスや地域活動をつなぎ、各集落との交通手段が確保されるよう検討する。</li> </ul>
	物流・産業拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近畿自動車道伊勢線松阪 IC 周辺</li> <li>・一志嬉野 IC 周辺</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近畿自動車道伊勢線松阪 IC 周辺に産業機能の導入を図る。</li> <li>・一志嬉野 IC 周辺に隣接する工業団地やその周辺では産業機能の確保・誘導を図る。</li> </ul>
軸	都市連携軸		<ul style="list-style-type: none"> <li>・南北方向に形成された軸を都市連携軸と位置づける。</li> <li>・松阪駅周辺や伊勢中川駅周辺、(都)小津八太線の沿線等の有効利用を促進することで、市街地や駅周辺、幹線道路沿道等に適切な機能の集積を図る。</li> <li>・(都)中勢バイパス・(都)国道 23 号線(南勢バイパス)・(都)松阪バイパス等の幹線道路網の整備を促進することによって、物流の円滑化・市街地の渋滞緩和や地域連携の強化を図る。</li> <li>・松阪駅周辺の都市核の人的交流機能と松阪 IC 周辺の物的交流機能の連携を強化するとともに、(都)東町松江岩内線などの沿道利用を図ることによって、ひと・モノの交流を進める。</li> </ul>
	地域交流軸		<ul style="list-style-type: none"> <li>・東西方向に形成された軸を、地域間の連携強化等を図る地域交流軸と位置づける。</li> <li>・国道 166 号やこれを補完する道路網の整備を促進することによって、沿道に立地する諸機能の集積と連携の強化を進める。</li> </ul>

区分		位置づけ等
ゾーン	商業・業務ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松坂城跡を中心とする城下町とその周辺に伊勢街道・和歌山街道・熊野街道を結ぶ地の利を生かして発展してきた商業・業務地である松阪駅周辺地区を中心市街地となる商業・業務ゾーンとする。</li> <li>・計画的な市街地整備により、副次的な核を形成しつつある伊勢中川駅周辺を商業・業務ゾーンとする。</li> <li>・国道 23 号、(都)小津八太線、(都)松阪駅下徳田線など主要幹線道路沿道は、商業施設の立地動向を勘案し、路線型の商業・業務ゾーンとする。</li> </ul>
	工業地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松阪港周辺臨海部、上川工業団地、松阪中核工業団地、一志嬉野 IC 周辺等の既存の工業地域(工業地域、工業専用地域)を工業地ゾーンとする。</li> </ul>
	住宅地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松阪駅周辺地区の中心市街地や伊勢中川駅周辺、並びに(都)小津八太線などの幹線道路の後背地に広がる市街地、豊原町、射和町の市街地については、住宅地ゾーンとする。</li> </ul>
	集落地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域や国道 166 号をはじめとする幹線道路沿道などにおいて、一団の農山漁村集落が形成されている地区を集落地ゾーンとする。</li> </ul>
	農地保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一級河川櫛田川、雲出川、二級河川阪内川、三渡川周辺に広がる農地を農地保全ゾーンとする。</li> </ul>
	森林保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川沿いの幹線道路沿道に小規模な集落地・農地が形成された丘陵地・中山間地域を森林保全ゾーンとする。</li> </ul>
	レクリエーション・ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の中部台運動公園、ベルファーム、丘陵地・中山間地域の自然公園等を活用した各種施設、海岸・河川をはじめ、松阪市総合運動公園、一級河川櫛田川河口周辺などをレクリエーション・ゾーンとする。</li> </ul>

本市における拠点については、国や県の位置づけ等を踏まえて、以下のように定義する。

都市核	都市の中心的な役割や名古屋・大阪都市圏等の結節点として広域的な役割を担い、医療・福祉・商業、公共交通等の様々な高次都市機能が集積する拠点
地域核	都市核を補完し、地域の中心的な役割を担う医療・福祉・商業、公共交通等の都市機能が集まる拠点
生活拠点	小学校区など、複数の集落が散在する地域において、商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、さらに周辺の各集落との間をコミュニティバスなどの交通手段により結んだ地域の拠点
物流・産業拠点	広域からのアクセシビリティの高さを生かし、物流・産業用地としての役割を担う拠点

将来都市構造図

